

## 令和4年度 広陵町教育委員会会議

### ○ 開会及び閉会

令和4年9月22日(木) 午後 1時30分開会  
同日 午後 3時00分閉会

開催場所： 広陵町役場 3階 第1委員会室

### ○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

(教育長) 植村佳央、 1番委員：(教育長職務代理者) 松井秀史、  
2番委員：寺田順彦、 3番委員：奥田俊詞、 4番委員：岡野聡子

### 委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育総務課長	福田 順子
生涯学習文化財課長	尾崎 充康
けんこう福祉部こども局長	谷野 良隆
こども課長	佐々木 計也
図書館長	尾藤 肇子
広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会課長補佐	南 雄太郎
教育総務課指導主事	小峠 博幸
教育総務課指導主事	濱田 健二
学校支援課指導主事	阪口 妙子
学校支援課指導主事	福井 康博

### 4 議案 (1) 後援名義使用許可申請について(「ZEROからはじめよう!」について)

○事務局教育振興部長 それでは、議案に移らせていただきます。33ページになります。教育長、よろしくをお願いします。

○教育長 それでは、33ページをご参照ください。

「ZEROからはじめよう!」についてということで、NPO法人のT-r-s-e-e-dから後援の申請が出ております。説明のほうよろしくをお願いします。

○教育総務課指導主事 失礼します。NPO法人のT-r-s-e-e-d様より後援名義の使用承認申請書が出ています。33ページ、35ページご覧ください。

まず、事業の名称ですが、「ZEROからはじめよう!」、開催日・期間ですが、2021年10月30日の日曜日と11月20日の日曜日となっております。開催場所は、カサスタ陶芸クラブ、広陵町の笠271-2となっております。事業の目的ですが、地域の各小中学校で不登校児童が増える中、困難を抱えている子どもたちの交流の場づくりが目

的です。参加をすることによって一人一人が何かを感じて、自分と向き合うきっかけとなつてほしいという願いを持っておられます。名義使用を受けようとする理由といたしましては、広くそれを広報したいということで名義使用を受けてチラシを作成し、小中学校に配布したいということです。その他依頼先としましては、香芝市教育委員会、奈良県社会福祉協議会を予定されております。参加費ですが、34ページにありますように2日間で親子で3,500円ということです。これには保険代、材料費、全てが込みとなっております。35ページにあるチラシをご覧いただくと、これは前回のチラシになりますので、1日500円と書かれていますが、昨年度は助成金をいただいて実施されていたようで、今年度は助成金がないということで金額が変わっております。また、昨年度は1名でも参加できましたが、今年度は親子での参加が基本原則となっておりますということでした。34ページに予算書、35ページに昨年度のチラシが添付されています。

以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

**○教育長** 今の説明を聞いていただいて、何かご質問またはご意見等がございましたらよろしく申し上げます。これはここ数年、毎年後援を申請されているかなと思います。特にこの陶芸の指導をしていただいているのが杉本先生です。かつて真美中の英語の先生で、今はいろいろなことをやっていただいている、広陵町の学校でもいろいろやっていただいていますし、FM放送もしていただいています。私もこの前FM放送に出させていたいただきましたし、そんなこともされていますので、すごく多芸といういろいろなことをされている方です。特にございませんか。承認ということではよろしいでしょうか。

それでは、この「ZEROからはじめよう！」についてご承認をしていただいたこととなります。ありがとうございます。

#### **4 議案 (2) ころといじめのアンケートについて**

**○教育長** それでは、(2)でございます。ころといじめのアンケートについて、別紙のほうがございますので、そのアンケート結果のほうをご参照ください。これにつきまして、よろしく申し上げます。

**○学校支援課指導主事** 失礼します。令和4年度ころといじめのアンケートの結果についてご報告させていただきたいと思っております。別紙にA3、2枚とじのものをつけさせていただきました。

まず、例年、いじめのアンケートとして県下一斉にいじめに特化したアンケートをしているのですが、今年度に関しましては個人の心の内面にも大きく触れるものであるアンケートとなっております。

アンケートですが、1人1台端末を持っているということでGoogleフォームを使いまして小学校3年生から中学校3年生までは行っております。小学校1、2年生に関しては、6月30日実施基準日となっていたのですが、まだパスワード等使いこなせない児童もたくさんおりますので、例年どおりの質問紙によるアンケートを実施しております。

そのアンケートの内容なのですが、今年度は、随分変わっております。2枚目に個人票というものがあるのですが、Googleフォームのアンケートを基に一人一人個人としての様子が表で現れてきます。アンケートの結果を基に県教委作成のシステムを紹介しますと、このような個人票が出てきます。ただ、これを答えた子どもが何人いるとか、そのあた

りは、広陵町のほうではなかなか共有しにくいものとなってしまいました。しかし、子どもの状態を生きる力、学校適応、情緒安定の3つの側面に分類し、さらに10項目において配慮が必要と思われる項目が可視化するものが容易になるものとなっております。これまでは教師の基準、教師の主観で子どもたちの様子を見ていたものが、ある程度数値化されまして、それがグラフであったり個人票を見たりすることで表面化しにくい課題も早期発見できるものになりました。

いじめについては、いじめ被害、それから今年度は加害、自分がやってしまったということもアンケート調査に入っております。それから傍観ということで身の回りでこういうことがあった。この3つの観点から回答されることになりました。それを基に聞き取り調査を学校で行っていただいて、そのときの気持ちであったりあるいはどういう状況であったのかなど、そのあたりは聞き取り調査の中から担当が知りえるということになっております。この被害・加害・傍観という3観点に関しましてはこちらも共有できます。詳細に関しましてはその中でもいじめとして認知されたものが県に提出されるのですが、それが町教委のほうにも送られてきまして把握できるようになっております。昨年度までと大きくアンケートのとり方が変わりましたので、昨年度と一概に比べることのできないものとなっているのですが、町のほうで把握できているものをご紹介します。

まずはこのアンケートの結果を基に、ふだんの児童生徒の様子を学校のほうでもよく見ていただいていますので校内会議を行ったり、それから夏休み中にスクールカウンセラーも招いてスクリーニング会議を開催したりして、今後の支援の検討を行っております。

アンケートに関しましては、この思春期特有の、特に中学校かと思いますが、ちょっと反抗的な答えといいますか、心と裏腹な回答をする子もいるかと思いますが、そのあたりを学校のほうでよく見ていただいて、いろいろな様子、気になる子どもたちをスクリーニング会議に出していただいております。この会議の中では、いじめに関する重大な事案というのは特に挙がっていなかったと学校からは聞いております。

続きまして、資料の1枚目に戻りますが、学校が認知したいじめの件数についてです。1枚目左側、真ん中あたりに小さな表をつけさせていただきました。令和4年度は小学校では95件、中学校では3件認知されております。1学期末の時点ではその認知件数のうち、小中学校合わせて98件認知されておりますが、そのうち40件が解消というふうに報告を受けております。また、夏休みが過ぎまして2学期が始まっております。解消した件数が増えていっていることを願っておりますが、まだ今学期に入ってから調査、報告を受けておりませんので、また分かり次第こちらのほうでも確認していけたらと思っております。

1枚目左側の真ん中下あたりには、いじめ被害の事例と学校の対応について紹介を幾つかさせていただいております。金品の要求とか脅し等の重大な事案はこちらのほうでは挙がってはきておりませんが、比較的多かったのが「悪口を言われる」とか「たたかれる」とか、それから「名前とか体格のいじり」というようなもので嫌な思いをしたということをお訴えている児童生徒がたくさんおりました。また、SNSがらみのいじめ等が増えているかと思ったのですが、アンケートの中では2件あっただけで、その点に関しては少し安心はしています。しかし、奈良県全体あるいは全国を考えますとSNSがらみのトラブルが非常に多発しております。被害者になっても加害者になってもそれはよくないことです。

ので、情報リテラシーはじめ、学校のほうでも取組を進めていてもらいたいと思っています。

また、重大なものはないとこちらは思っていますが、例え軽微なものであったとしても子どもにとっては大きなストレスに感じるものがたくさんあるかと思っています。それを念頭に置きまして学校も対応してほしいとお願いしているところです。

また、この認知に関しましては、学校によって非常にばらつきがありまして、1枚目の右側一番上にいじめの定義を書かせていただいているのですが、端的に言うと児童生徒が心身に苦痛を感じているもの、それがいじめになると判断されます。その中で学校によっては兄弟げんかのようなものであってもいじめとして挙げられていたり、あるいはよく話を聞くとお互いにけんかをして嫌な気持ちになったというものも認知されているようなところがありますので、そのあたり広陵町としてももう少し基準を絞っていかれたらと思っています。

また、解消という意味に関しましても、こちらが解消していると思ってもしばらくしたらまた以前のことを思い出して勃発ということも考えられますので、そのあたりも観察の継続を学校にもお願いしております。

1枚目の左側、表を見ていただきますと、小学校と中学校の「こころといじめのアンケート」のグーグルフォームを使っての様子をまとめさせていただきました。小学校1、2年生に関しては質問紙によるアンケートですので、この表の中には含まれておりません。ということで、認知件数に関しましては、小学校56件となっておりますが、これは3年生から6年生の合計です。先ほど見ていただきました左側の認知件数は、小学校95件となっております。40件は1、2年生の中の認知件数となっておりますので、ご了承いただけたらと思います。

今回のアンケートが、昨年度までと大きく違うのは、いじめの加害、やってしまったということに対しても言及しているところです。本人の中でも「今から考えたらあのとき悪いことしたな」と思っているものも、かなりの数があるかと思っています。そして、アンケートを小学校は回答率99.2%とほぼ受けているのですが、中学校に関しましては89.3%と約1割受けていない生徒がおります。この受けられなかったというのにはいろいろな原因があるかと思うのですが、いじめを含め不登校等その理由に関しても子どもであったり保護者であったりしっかり連絡を密にして、これからの支援や指導に生かしていかなければならないと思っております。

また、学校での指導もそうなのですが、いじめ防止出前授業というのを奈良県弁護士会にお願いしてございまして、各校で2学期中にしていただく予定になっております。また、その取組だけではなく日々の道徳の授業であったり、学級指導、地域学習などを通じて、いじめがなくなるように早期発見、対応、解決できるように学校にも促していきたいと思っております。

以上です。

**○教育長** ありがとうございます。今のこころといじめのアンケートの結果について、説明をしていただきましたが、委員の皆さんは何かこのことについてご質問、またはご意見等がございましたらよろしくお願ひします。どうでしょうか。

**○岡野委員** これ学校がいじめと認知した件数ということで、やっぱり重大事案とい

うものになるのでしょうか。その基準というのとは何かなど。

○**教育長** 指導主事。

○**学校支援課指導主事** この基準が上に1枚目、右側の一番上にあるいじめの定義というところに当てはまるというものが認知されるものになります。このアンケートをとった時点では子どもはいじめられたと認めていじめにチェックをするのですが、よくよく聞いていくと、「いや、これ兄弟げんかやっただとか」「これは自分やられたと認めているけど、実は先にやっちゃってしまっていた」というけんかのようなこともあったりして、ある程度そこで精査されている部分があるかと思えます。ただ、その基準が先ほども申したように、ちょっと学校によってずれがあるので、そのあたりは是正していかないといけないのかなと思っております。

○**岡野委員** そうですね。いつもいじめの事件とかが起こるたびにこの認知という言葉が問題になるなど思っています。いじめられたことがあると子どもたちは言っているが、学校側、教育委員会がそのいじめを認めていなかったみたいな、何かそういう新聞報道でよくありますので、ちょっとこのあたりの認知というのをもっと丁寧に議論していかないといけないなというふうに思いました。

○**教育長** まずこのいじめの認知なのですが、その書いたことに関して必ずそこは聞き取りをしてもらっています。ましてや私が一番気になるのは岡野委員が言われたように、重大案件につながるものがあるかないかということなのです。基本的にいろいろと聞き取りをしていただいて、そこには至っていないケースばかりだったので、私はほっとしているのです。重大案件になってしまうときには自殺してしまう子どもたちが出てきますので、ちょうど昨年2月ですかね。旭川の女の子が自殺した件が。結局学校の中途半端な対応によって、また教育委員会も中途半端な対応ということで、旭川市では第三者委員会を再度首長部局で立ち上げたという話もありました。そういう意味ではとにかく命に関わるようないじめはあってはならないことなのですが、そのあたりはできる限り、各学校で細かく対応していただいている状況があるので、広陵町では、これまでには、重大案件に至ったケースは今のところありませんので、そこは安心しているのです。やはり重大案件にならないようにその辺いじめのことについても先生方からいろいろ指導していただいている状況かなと思います。あってはならないことなのですが、いじめは必ずあると思いますので、そのあたりの中で対応していただいています。ほかございませんか。

○**松井委員** よろしいですか。また外部に出ていくと思うのですが、学校がいじめと認知した件数、この認知の段階がね。例えば担任が認知したのか。あるいは校内のいじめ委員会で認知したのか。そういうところを外へ出す、はっきりと担任の個人的な判断ではなくて、複数の人間が委員会組織のようなものできちんと認知した数がこうなのですかということをおっしゃったほうが、学校が勝手に個人で判断しているん違うかという、今、岡野先生が話したのとも関係あります。学校は組織的にきちんと聞き取りをして、そして委員会のような組織で認知したのがこの件数ですと。それぐらいについてはないという、そういう形が見えたほうがいいかなと思うのですがね。

○**教育長** 確かに恐らくいじめ対策委員会というのが各学校にありますので、そこで、各学年から代表が出てきて、そこで、これは認知するかしないかというような、いわゆる聞き取りも含めて対応していただいております。担任が独自にこれはいじめだと決めるの

ではなく、必ずいじめ対策委員会の中で話された中で、認知の有無を決めています。先ほど指導主事も言うておりましたが、学校によってその認知というか、温度差があって、ある学校はとて数が多かったと記憶しています。7校中1校だけがとても認知件数が多かったのも、なぜこんなふうが多いのかと思いました。いわゆる認知度に甘さがあるのか、温度差があり過ぎる状況だったので。そこはある程度統一していかなければと思っています。確かに定義は定義なのですが、結局それを判断するのは先生方になってしまうので、その判断基準が緩かったら当然多くなるし、厳しくなったら少なくなります。そのあたりをしっかりと対応していかなければなという話をしていたのです。ありがとうございます。

**○岡野委員** これいじめ加害、いじめ傍観という形で、加害、傍観でも聞いているじゃないですか。アンケートで、何らかの対策というかはされたのですか。聞いただけで終わっちゃったというか。

**○教育長** ここはどうですか。指導主事。

**○学校支援課指導主事** 学級指導であったり学年指導であったり、そのあたりは聞き取りの下、個人に指導しているものもあれば、ケースによっては学級全体に返して学級指導ということで対応はしていただいております。

**○岡野委員** 何かやっぱり傍観者というのがね。小学校から中学校で学年が上がるたびに認知件数よりか、いじめの被害者、私は被害は受けているという人よりかは傍観者の数のほうがどんどん多くなっていっているなと思って、そういう特徴があるなというふうにこの数字を見ていて思って、その傍観者の方とか加害をしたというふうに自分が思っている生徒さんとか、何らかのケアがされたりとかあるのかなというふうに思ったので、ちょっと質問させていただきました。

**○学校支援課指導主事** そこは詳しく1件、1件聞いてはいません。大きな事案として認知されたものに関しては、また学校のほうにも聞き取りしたいと思います。傍観に関しては、同じ事象を見て友達がこんなこと言われているというのが幾つか並んでいるものもありました。1件に対してたくさんの子が「こういうことがあった」とアンケートより前に先生に訴えているということもありました。傍観イコール見て何もしないということとはまたちょっと種類が違うのかなという案件もかなりの数ありました。

**○岡野委員** はい、ありがとうございます。

**○教育長** ありがとうございます。ほかございませんか。

**○奥田委員** この個票というのが学校のほうへ出てくるわけですね。この個票で個人個人に多分必要な指導とかケアをする子どもがはっきりしてくるのかなと思うのですが、特に右側に事例となっているように、そのバランスからちょっとこの子はケアするんだとか。この個票、返ってきた個票ですね。今年度終わったらこの子のこの個票は次の学年へ渡していく予定なのか。私は渡すべきやと思っているのですが、そのときに今、おっしゃられたように、いろいろ学校としてどのようなここに出てきたように対応、ケアをしたのかということとともにですね。申し送りをしておけば、いろいろな重大事案が出てきたときに積み重なってきますので、だからそのときに調べて調べきれないことは必ず出てくるから、こんな個票が出てくるのは非常にいいなと思うので、これを今後どう活用するのか。記録としてというのは年度の申し送りとかでまた検討していただきたいなと思います。

○**教育長** ありがとうございます。それについてはですね。ペーパーベースで子どもたちにはわたっているのかな。そういうこともグーグルで？

○**学校支援課指導主事** 先生方にはペーパーでプリントアウトできるようになっているのですが、子どもや保護者には見せません。

○**教育長** 見せてはいけない。

○**学校支援課指導主事** はい。家庭的なことも出てくるので、家庭のほうにちょっと心配事があるというものをそのまま子どもや保護者になかなか見せることはできません。これは学校の中で先生方の共有するものとしてプリントアウトはされております。県のほうからも子どもや保護者には見せないというふうに出ております。ただ、申し送りに対しましては奥田委員様に言っていたように、そのときの指導なりこういう話し合い、ケース会議を行ったというものを送っていくのは非常に大事なかと、思っておりますので、ぜひまた学校にもそのように伝えていきたいと思っております。

○**教育長** ありがとうございます。ほかございませんでしょうか。

○**松井委員** もう1点よろしいでしょうか。この表の1枚目の右側でね。いじめの傍観という、その傍観という言葉なのですけどね。これはこういう届けを出すときに県下全体統一してこの傍観という言葉は使われているのですか。というのは、いじめの傍観というのは何もしないで見ているという。この意味合いはいじめを見たことがあるという、そういう意味合いだと思うのですけどね。ちょっと今、適切な熟語が思い浮かばないのですが、これは県下統一してこうして統計的に出そうということであれば、それはそれでいいと思うのですが、独自で傍観というの通念の傍観の定義と、ここで使っている傍観の定義とはちょっとずれているように思うのですけどね。

○**教育長** そうですね。

○**学校支援課指導主事** 県のほうから、いじめに関しては被害・加害・傍観という3観点というふうに出ています。私も最初読んだときに、傍観といたら、先ほど岡野委員様も言っておられたように、見ているけど知らん顔しているというような、そういう意味合いで最初とってしまったのですけども、アンケートの内容を見ましたら、ここにあるように、今年度になって見たことがありますとか、今も続いていますかという、子どもたちの目にはそういう言葉で触れています。その傍観という言葉には私も非常に引っかかりはあるのですが、子どもたちはそういう事象を見たことがあるとか、そういう意味で使われております。

○**松井委員** 分かりました。

○**教育長** いじめの構造の中で、被害者・加害者・傍観者というこの3つの観点があり、そういう意味での傍観ということなのですね。

○**学校支援課指導主事** 見たことがあるということです。

○**教育長** ありがとうございます。ほかございませんか。ありがとうございました。それでは、いじめのアンケートについて、これで終わらせていただきます。

#### 4 議案 (3) 「広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について

○**事務局教育振興部長** そうしましたら、議案の(3)にございます広陵町立幼稚園の

管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてということで、こども局長、こども課長に来ていただいております。どうぞよろしく申し上げます。ホッチキス留めの資料を置かせていただいております。こちらのほうをご覧ください。

それでは、ご説明のほうをよろしく申し上げます。

**○こども課長** 私のほうからは、広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。

まず、資料ですが、別紙に資料をつけさせていただいております。別紙資料、「議案（２）資料」となっておりますが、「議案（３）資料」になりますので、おわびして訂正をよろしく願いいたします。

それでは、こちらの規則の概要につきましてご説明させていただきます。

まず、この規則の改正の理由なのですが、令和５年３月３１日に広陵西幼稚園及び広陵西第二幼稚園が廃園することになります。それに伴いましてまず広陵町立学校設置条例というものがございまして、そちらのほうに幼稚園の所在地等書かれている部分があるのですが、その設置条例が今現在９月議会において審議いただいているところでございます。こちらのほうが可決されますと、広陵西幼稚園、広陵西第二幼稚園が今年度末をもって廃園ということになります。今回それに伴いまして管理運営の規則につきましても、広陵西幼稚園と西第二幼稚園が廃園することによる処理をさせていただいているところでございます。

内容といたしましては、大きく２つございまして、１つ目が広陵西幼稚園及び広陵西第二幼稚園の規定に関して書かれている部分、定数を書かれている表がございまして、そちらの表からこの２園を削ることを１点行っております。

続きまして、もう１つ通園区の見直しというのは、広陵西幼稚園、西第二幼稚園が廃園になりまして、令和５年度からこの西小学校区に学校法人冬木学園様が運営する畿央大学附属広陵こども園が開園されます。通常でございまして、西小学校区にお住いの園児はそのこども園に通っていただくことで、冬木学園とも話を進めさせていただいております。ほとんどの今の在園児につきましてはそちらのこども園に移られるということで応募をさせていただいているというふう聞いております。ただ、その状況に応じましてどうしても公立の園でないと通いたくないという要望、今のところはほとんどそういう要望というのは伺っていないのですが、相談が１件あったみたいです。万が一そういう要望があった場合に、今現在西小学校区の方が通える幼稚園というのがなくなってしまうので、それに関しましては町内の他の公立園で受入れができるようにということで、今回通園区の見直しをさせていただいております。

新旧対照表をご覧くださいと思いますので、２枚めくっていただいて横の表になっているものをご覧くださいと思います。

まず、左側が改正案、右側が現行の規則となっております。まず第２条の定数のところで右側、広陵西幼稚園と広陵西第二幼稚園が入っておりますが、これを左側、削ってございます。

続きまして、下の第６条ですが、これまでにつきましては幼稚園の通園区は広陵町立の各小学校区内を原則とするとしておりましたが、これを改めまして各東小学校附属幼稚園、真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園という形で、改めて１つ

ずつ規定させていただきまして、その通園区域の中に各小学校区のもの、それから広陵西小学校区の通学区域の方が通園できるという書きぶりにさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、こちらなのですが、上の先ほどの設置条例と併せてなのですが、今まで右側「同一区内」という表現になっていたのを、「同一幼稚園への」という変更をしております。

なお、こちらの規則の改正につきましては、令和5年4月1日に施行をすることとしておりますが、もう10月から幼稚園の入園の手続が始まる予定でございます。これに関しては準備行為として施行前にその入園手続等を行えるように附則のほうで準備行為ということであっているという形になっております。

私のほうからは規則につきまして概要の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

**○事務局教育振興部長** ありがとうございます。これに関しまして何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

**○松井委員** このこっちはね。保護者に対してはもう全て何も知らなかったということがないように知らされているわけですか。これ見てなかった人が悪いですよという結果にならないかとか。

**○教育長** いわゆる周知の仕方というか、そこの確認をお願いします。

**○こども課長** はい。失礼します。周知の方法につきましてですが、まずご可決いただきましたらホームページに掲載するとともに、各園の掲示板等に貼るなどして在園児の方にも周知ができるようにと考えております。また、窓口でその入園の手続とかそういうご相談をいただいたときには改めてこういった方法もあるというふうに説明させていただきたいと思っております。

以上です。

**○教育長** はい。それでよろしいでしょうか。

**○松井委員** はい。

**○村井事務局教育振興部長** 他ございませんでしょうか。

**○植村教育長** こども局長、お願いします。

**○こども局長** 本日はお時間とっていただきましてありがとうございます。

私のほうからは、少し余談になるのかも分かりませんが、これから廃園する幼稚園の予定を少しお伝えさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

西第二幼稚園につきましては、ご存じのように畿央大学広陵こども園の園庭となりますので、3月の卒園式・終業式・閉園式が終わりましたら解体工事にかかりまして、新しいこども園の園庭となる予定でございます。西幼稚園につきましては、今のところ後の利用というのが決まっております。当初どうするのかというのが議会のほうの質問で出たときに、解体して更地にして売却の方向でという町長の答弁があったのですが、現在は建物をそのまま残してどこか民間で活用していただけないかというのも踏まえて、いろいろな多角的な方向で施設を利用していく方向を今、総合政策課が各公共施設のマネジメントをしておりますので、そこと連携をとりながら跡地利用について考えていこうと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、手続につきましては県のほうに今年度末をもちまして廃園するという廃園届けと

いうのを出すことになっておりますので、その後、教育財産、幼稚園ですので教育財産なのですが、その部分は町長部局のほうに財産として戻りますので、ご承知いただけたらと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○事務局教育振興部長　ありがとうございました。今の件につきましてはご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、こども局長様、こども課長様におかれましては、このあと公務ございますので、ご退席されます。どうもありがとうございました。

○教育長　ありがとうございました。

(会議録調整日) 令和4年11月28日

広陵町教育委員会

教育長

植村佳央